

13 かんれん 関連する しょせいど 諸制度

(1) かいご ほけんせいど 介護保険制度

- かいご ほけんせいど 介護保険制度は、しゃかいぜんたい 社会全体でこうれいしゃかいご きさ 高齢者介護を支える仕組みです。
- 原則として、65 さいいじょう 65 歳以上の方が、ひごろうの生活でかいご ひつよう 介護が必要になったとき、かいご ほけん サービスが利用できます。
- かいご ほけんせいど 介護保険制度は、しちょうそん 市町村がうんえい 運営します。
- 入所サービスにおける「居住費（滞在費）」と「食費」、つうしょかいご 通所介護サービス・つうしょ リハビリテーションにおける「食事」については、利用者のご負担とされています。

かいご ほけんりょう 介護保険料

- 40 さい から 64 さい までの方のほけんりょう 保険料は、いりょう ほけん 医療保険のほけんりょう 保険料にうわの おさ 上乗せして納めていただきます。
- こうれいしゃ (65 さいいじょう) の方のほけんりょう の額は、しちょうそん 市町村ごとに、また、しょとく おう こと 所得に応じて異なります。

※ 65 さいいじょう の方で

ねんがく 18 まんえん いじょう のろうれい ・たいしよくねんきん 退職年金、しょうがいねんきんおよ 障害年金及びいぞくねんきん う 受けている方

……ねんきん からてんび きされます。

じょうき いがい のかた

……しちょうそん ちよくせつおさ 市町村に直接納めます。

- ※ しんたいしやう 身体障がい者しゃりようご 療護施設、こくりつびやういん きこう 国立病院機構のびやういんとう 病院等のじゅうしやうしんしんしやう 重症心身障がい児(者)びやうとう 病棟、きやうごしせつ 救護施設などににゅうしょ 入所している方は、かいご ほけん ひ ほけんしゃ 介護保険の被保険者とならないため、ほけんりょう をはら ひつよう 保険料を払う必要はありません。

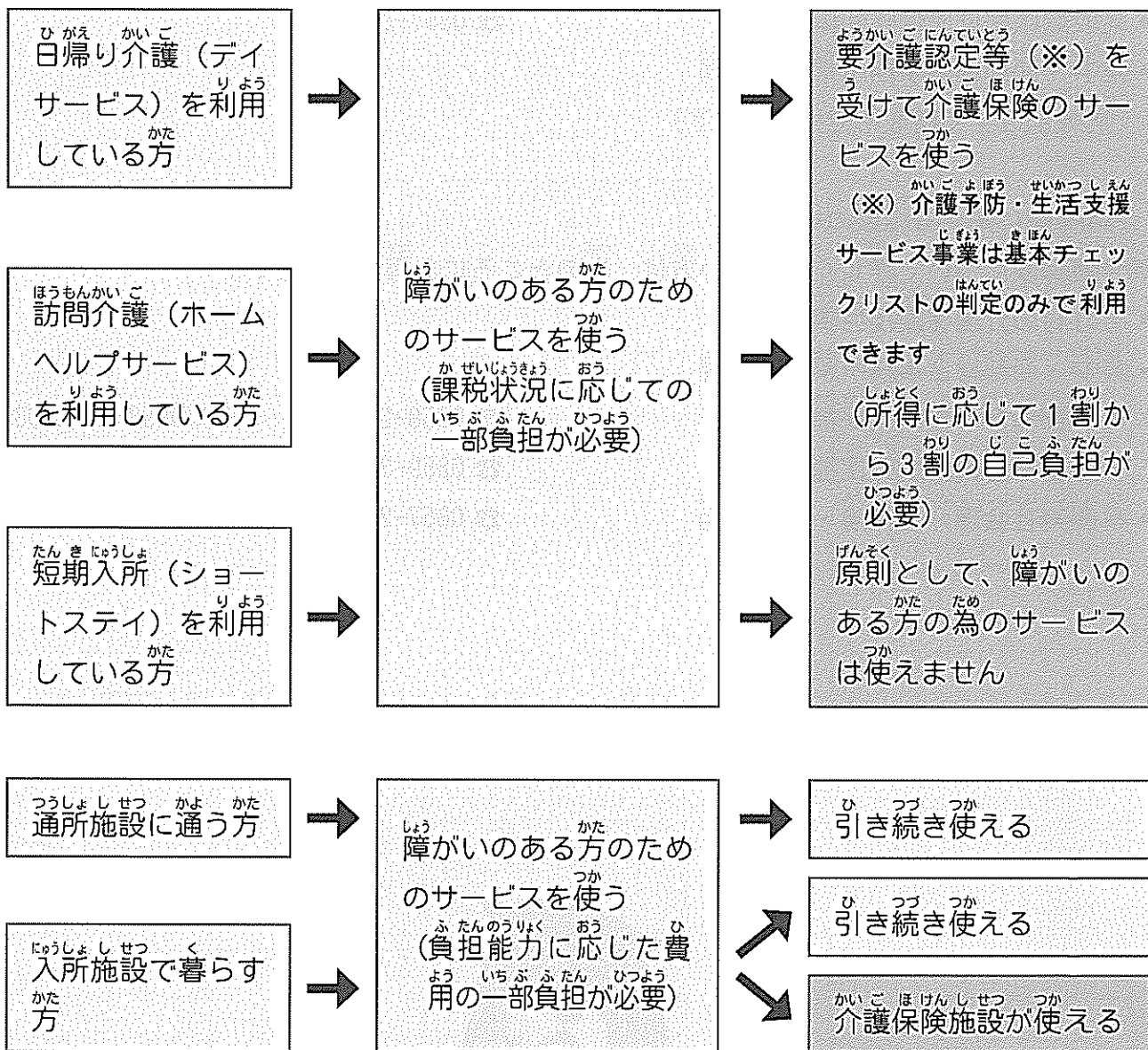
障がいのある方のサービスと介護保険サービスのしくみ

40歳

(保険料を払い始める)

65歳

(介護サービスを受け始められる)



※40歳から64歳までの方で、初老期における認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気等により要介護(要支援)状態になった場合には介護保険のサービスが受けられます(所得に応じて1割から3割の自己負担が必要)。

関連する諸制度

くじょう もうしで そうだん
苦情の申出・相談

かいご ほけん かん くじょう もうしで ばあい
【介護保険サービスに関する苦情の申出の場合】

- かいご ほけん ていきょう じぎょうしょ しせつ
• 介護保険サービスを提供する事業所や施設
- しちょうそん かいご ほけんたんとくか
• 市町村の介護保険担当課
- とっとりけんこくみんけんこう ほけんだんたいれんごうかい
• 鳥取県国民健康保険団体連合会
- けんちゅう せいふ そうごうじ むしよけんみんふくしきょく
• 県中・西部総合事務所県民福祉局
けんとうぶ すべ とっとりし たんとく
(県東部は全て鳥取市で担当します)

☎ 0857-20-3680

かいご ほけん かん そうだん ばあい
【介護保険に関する相談の場合】

※介護保険について詳しく知りたい方は、次のところにお尋ねください。

- しちょうそん かいご ほけんたんとくか
• 市町村の介護保険担当課
- けんちゅう せいふ そうごうじ むしよけんみんふくしきょく
• 県中・西部総合事務所県民福祉局
ちゅうぶ そうごうじ むしよけんみんふくしきょく
中部総合事務所県民福祉局
- せいふ そうごうじ むしよけんみんふくしきょく
西部総合事務所県民福祉局
- けんちやうじやかい か かいご ほけん しせつたんとく
• 県長寿社会課介護保険・施設担当

☎ 0858-23-3128

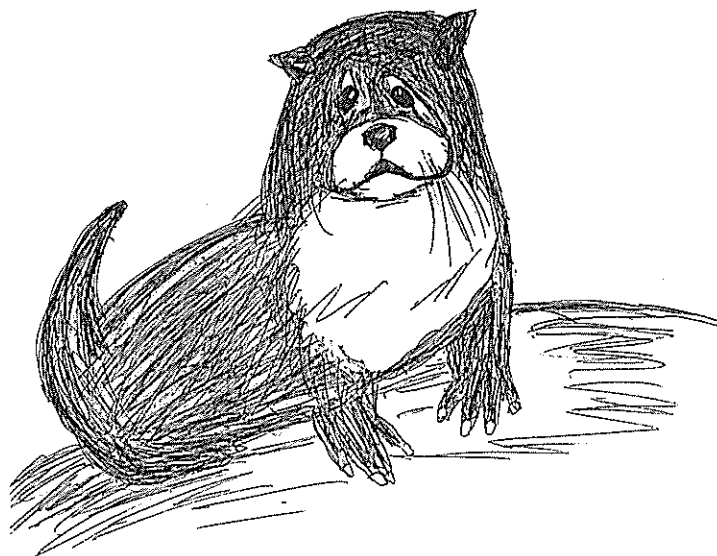
FAX 0858-23-4803

☎ 0859-31-9314

FAX 0859-34-1392

☎ 0857-26-7860

FAX 0857-26-8168



(2) 日常生活自立支援事業

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活をおくれるように支援します。

【対象者】

鳥取県内に暮らしている認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方等、判断能力が不十分なため、適切に福祉サービスを利用することや利用料の支払い等が困難な方。

【サービス内容】

- 福祉サービスについての情報提供や助言。
- 福祉サービスを利用したいときの利用手続き、利用料の支払い手続きのお手伝いをします。
- 料金や公共料金の支払いなど日常的な金銭管理のお手伝いをします。
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きのお手伝いをします。
- 通帳、権利証書、印鑑など大切な書類をお預かりします。

【注意事項】

- 利用にあたっては、社会福祉協議会と契約を結んでいただきます。
- サービスを利用するには、利用料が必要です（相談や支援計画の作成は無料です）。
- 提供するサービスの決定は、利用されるかたの生活状況などを調査・把握し、利用者本人のご希望をお伺いした上で行います。

【相談窓口】

地区	社協名	住 所	電話番号 FAX番号
東	鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館内	0857-24-3320 0857-24-3321
	岩美町社会福祉協議会	岩美町浦富645	0857-72-2500 0857-72-3811
	若桜町社会福祉協議会	若桜町若桜1247-1 地域福祉センター内	0858-82-0254 0858-82-1204
部	智頭町社会福祉協議会	智頭町大字智頭1875 あんしん相談センターささえーる	0858-75-3772 0858-75-4110
	八頭町社会福祉協議会	八頭町宮谷254-1 老人福祉センター内	0858-72-6210 0858-72-2793

ちく地区	しゃ協名	じゆう住 しょ所	でんわばんごう 電話番 番号 FAX番 号
中 部	くらよしししゃかいふくしまょうぎかい 倉吉市社会福祉協議会	くらよししふくよしちゆう 倉吉市福吉町 1400 倉吉福祉センター内 あんしん相談支援センター	0858-24-6265 0858-22-5249
	みささちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 三朝町社会福祉協議会	みささちゆうよこて 三朝町横手 50-4 ちいきふくし 地域福祉センター内	0858-43-3388 0858-43-3378
	ことらちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 琴浦町社会福祉協議会	ことらちゆうらやす 琴浦町浦安 123-1 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0858-52-3600 0858-53-2035
	ゆりはまちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 湯梨浜町社会福祉協議会	ゆりはまちゆうとり 湯梨浜町泊 1085-1 ほけんふくし 保健福祉センター内	0858-34-6002 0858-34-6013
	ほくいちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 北栄町社会福祉協議会	ほくいちゆうせと 北栄町瀬戸 36-2 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0858-37-4522 0858-37-4532
西 部	よなごししゃかいふくしまょうぎかい 米子市社会福祉協議会	よなごしにしきちゆう 米子市錦町 1 丁目 139-3 ふれあいの里内	0859-35-3570 0859-23-5495
	さかいなとししゃかいふくしまょうぎかい 境港市社会福祉協議会	さかいなとしちゆうちゆう 境港市竹内町 40	0859-45-6116 0859-45-6146
	ひえづそんひえづ 日吉津村社会福祉協議会	ひえづそんひえづ 日吉津村日吉津 973-9 しゃかいふくし 社会福祉センター内	0859-27-5351 0859-27-5931
	だいせんちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 大山町社会福祉協議会	だいせんちゆうあかざか 大山町赤坂 764 ふくし 福祉センターなかやま内	0858-49-3000 0858-49-3013
	なんぶちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 南部町社会福祉協議会	なんぶちゆうほつしやうじ 南部町法勝寺 331-1 そうごうふくし 総合福祉センター「しあわせ」内	0859-66-2900 0859-66-2901
	ほうきちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 伯耆町社会福祉協議会	ほうきちゆうおおとの 伯耆町大殿 1010 ほけんふくし 保健福祉センター内	0859-68-4635 0859-68-4634
	にちなんちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 日南町社会福祉協議会	にちなんちゆうしやうやま 日南町生山 397-1	0859-82-6038 0859-82-6058
	ひのちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 日野町社会福祉協議会	ひのちゆうくろさか 日野町黒坂 1247-1 ろうじんふくし 老人福祉センター内	0859-74-0338 0859-74-0365
	こうふちゆうしゃかいふくしまょうぎかい 江府町社会福祉協議会	こうふちゆうえび 江府町江尾 2069 ちいきささあい 地域支援愛センター内	0859-75-2942 0859-75-3900

(3) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方について、成年後見人等がご本人に代わって日常生活上の契約を行ったり、ご本人が誤った判断に基づいて行った契約を取り消すことにより、ご本人を保護し、ご本人の望む生活を実現することを支援する制度です。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度は、ご本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等は、家庭裁判所によって選任され、ご本人の保護と支援は、代理権・取消権・同意権を行使することにより行われます。

法定後見制度

1. 後見類型

【対象者】

日常的に必要な買い物さえも、ご本人一人ではできないため、ほとんどの契約行為を誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

成年後見人は、ご本人の契約行為全般について、ご本人に代わって行うことができ、また、ご本人にとって不利益な契約行為を取り消すことができます。

2. 保佐類型

【対象者】

日常的に必要な買い物などは一人でできるが、不動産等の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借りなどの重要な契約行為は、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の方。

【概要】

保佐人は、ご本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な契約行為がご本人にとって不利益になる場合は取り消すことができます。また、ご本人の同意を前提に家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約することができます。

3. 補助類型

【対象者】

重要な法律行為も含め、ほとんどのことはご自分で行うことができるが、できるかどうか不安があり、誰かに代わってやってもらったほうがよいと思われる程度の判断能力の方。

【概要】

補助人の選任や代理・同意する契約行為の範囲や内容については、ご本人の同意が必要です。

補助人は、家庭裁判所が定めた契約行為の範囲と内容に基づいて、ご本人に代わって契約をしたり、ご本人が行った不利益な契約を取り消すことができます。

任意後見制度

現在、判断能力が十分にある方が、将来判断能力が不十分になった場合に備えて利用する制度です。あらかじめ任意後見人やご本人に代わって行ってもらった財産管理や日常生活上の契約内容（任意後見契約）を公証役場で公正証書にしておき、実際に判断能力が不十分になった場合は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督の下で任意後見人による保護と支援を受けることになります。

相談窓口

1. 成年後見支援センター

とっとり東部権利擁護支援センター アドサポセンターとっとり

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎ 0857-30-5885 FAX 0857-30-5886

ホームページ URL : <http://adsuppo.net/>

中部成年後見支援センター ミットレーベン

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15-1 倉吉合同事務所内

☎ 0858-22-8900 FAX 0858-22-8901

西部後見サポートセンター うえるかむ

相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

〒683-0811 米子市錦町1丁目139-3

米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内

☎ 0859-21-5092 FAX 0859-21-5094

E-mail : nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp

2. その他の相談窓口

鳥取市社会福祉協議会 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

相談日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2（さざんか会館2階）

☎ 0857-24-3320 FAX 0857-24-3321

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部

〒680-0022 鳥取市西町1丁目314-1

電話相談日時 月曜日～金曜日 午後1時～4時（祝祭日除く）

☎ 0857-27-4160

一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター鳥取県支部「コスモスとっとり」

〒680-0845 鳥取市富安2-159 久本ビル5F 鳥取県行政書士会事務局内

☎ 0857-24-2744 FAX 0857-24-8502

E-mail : gyosei-tottori@gyosei.or.jp

権利擁護センター「ばあとなあ鳥取」（鳥取県社会福祉士会）による相談（無料）

鳥取県社会福祉士会事務局

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

〈鳥取県内各相談窓口〉

東部地区 ☎ 080-2887-1923

中部地区 ☎ 0858-23-1505 FAX 0858-23-2035

西部地区 ☎ 090-8609-1111

智頭町社会福祉協議会 相談センターささえーる

〒689-1402 八頭郡智頭町智頭1875 保健・医療・福祉総合センターほのぼのの内

☎ 0858-75-3772

倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター

〒682-0872 倉吉市福吉町1400

☎ 0858-24-6265 FAX 0858-22-5249

特定非営利活動法人 一粒の麦

〒682-0803 倉吉市見日町491番地

☎ 0858-23-1505 FAX 0858-23-2035

ほくえいちようしゃかいふくしきょうぎかい
北栄町社会福祉協議会

☎ 0858-37-4522 FAX 0858-37-4532

ことうらちようしゃかいふくしきょうぎかい
琴浦町社会福祉協議会

ことうらあんしん相談支援センター

☎ 0858-52-3600 FAX 0858-53-2035

いっばんしゃだんほうじん
一般社団法人 あんしん後見せいぶ

〒 683-0841 米子市上後藤 8-1-33 (安木宅内)

☎ 090-1189-0794 FAX 0859-29-6801

E-mail : t.y3223@gold.megaegg.ne.jp

(4) 鳥取県地域生活定着支援センター (鳥取県再犯防止推進事業)

障がいがある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが困難と認められる方及び刑務所入所に至らなかった方(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方等)に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行います。

【対象者】

- 障がいがある、又は高齢(おおむね65歳以上)であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等の出所が予定されている方。
- 起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方のうち、障がいがある、又は高齢(おおむね65歳以上)であり、福祉的な支援を必要とする方。

【業務内容】

- 福祉サービス等を利用できるようにするためのコーディネート。
- 刑務所等出所後、コーディネート終了後に行う、ご本人や受入施設等へのフォローアップ。
- ご本人やご家族、関係者への福祉的な相談支援。
- ケース会議、連絡会議等の開催、事業の啓発活動。

【窓口】

〒 680-0845 鳥取市富安 2 丁目 104-2 さざんか会館 4 階

☎ 0857-22-6868 FAX 0857-30-5886

ホームページ URL : <http://adsuppo.net>

(5) 福祉サービス利用者苦情解決事業

福祉サービスは、ご自分で選び、契約を結んで利用するしくみとなっています。

ところが、いざ利用してみると、事前に聞いていた内容と違っていたり、思ってもみなかった扱いを受けたりして、不快になったり苦痛を感じたりすることもあります。

サービスを提供している事業者との話し合いで解決できなかったり、直接苦情を言うことができない場合に、「苦情解決」のお手伝いをする制度があります。

【対象とする苦情】

- 福祉サービスの内容に関する苦情
- 福祉サービスの利用契約の締結、履行または解除等に関する苦情

【苦情を申し出ることができる方】

- 福祉サービス利用者及びそのご家族、代理人。
- 福祉サービスのご利用に関する状況を具体的かつ的確に把握している方。
(民生委員・児童委員、関係職員等)

【注意事項】

- 介護保険サービスに関する苦情は、お住まいの市町村の担当窓口または鳥取県国民健康保険団体連合会（☎ 0857-20-2100）でも専門的に受け付けています。

【相談窓口】

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
相談日時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は休み）午前9時～午後5時
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340

E-mail : unei-t@tottori-wel.or.jp

※電話、FAX、電子メール、来所、郵便等どんな方法でも受け付けています。

(6) ハートフル駐車場利用証制度

県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を設けてもらうとともに、障がいや、高齢等で歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方等に「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。（平成21年10月1日開始）

【対象者】

- 身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方。
- 高齢、難病等により歩行が困難な方。
- けがをされている方、妊産婦等で一時的に歩行が困難な方。

※具体的な基準を定めていますので、詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

【対象施設】

- 県と協定を結んだ施設の駐車場が対象です。
- 公共施設、ショッピングセンターなどに広めています。

【申請窓口】

- 県福祉保健課
- 中部総合事務所倉吉保健所、西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課、日野振興センター日野振興局
- 各市町村の福祉保健部局

※申請には「身体障害者手帳」などの確認書類が必要です。

【問合せ先】 県福祉保健課

☎ 0857-26-7158 FAX 0857-26-8116

※利用証の対象施設について、詳しいことはお問い合わせください。

（7）子育て応援パスポート事業

子育て家庭が協賛店でパスポートを提示すると、各協賛店により提供される商品の割引やポイントの加算などの子育て応援サービスを受けられます。

また、県外でも全国共通展開に賛同する協賛店では子育て応援サービスが受けられます。

※この事業は、子育て家庭を応援する協賛店のご協力により実施しています。

関連する諸制度

13

【対象者】

県内にお住まいの満18歳未満のお子さんと同一世帯の保護者（妊娠中の方も含みます）。

※お子さんが満18歳になっても、最初に迎える3月31日までは、対象となります。

【問合せ先】 県子育て王国課

☎ 0857-26-7573 FAX 0857-26-7863

【申請方法】

・申請は書面またはインターネット（パソコン・携帯電話）から行えます。

携帯電話 右のQRコードからアクセスしてください。

パソコン 次のホームページから申請登録してください。



<https://www.toripearouen.jp/>

※お住まいの市町村で申請された場合はその場で交付できますが、県子育て王国課・インターネットで申請された場合はお届けに3週間程度かかります。

(8) あいサポートファイルとっとり

「あいサポートファイルとっとり」は、障がいのある方の成育歴やサポート、ケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。「記録」「保管」「活用」するファイルで、ご本人に関する様々な情報（接し方）、特徴、支援の方法やこれまでの相談機関や支援機関をまとめることができます。

【対象者】

身体障がい、知的障がい、精神障がいなどのある方及びその保護者

【メリット】

- ①障がいのある方の成長過程、支援内容など、障がいのある方の過去から現在にかけての情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わります。
- ②保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ説明を繰り返し行わなければならない状況の改善につながります。
- ③保護者の介助・介護力が低下し、または死亡した時などに、成年後見人や支援者に対し必要な情報提供ができます。

【問合せ先】 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会事務局

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5（鳥取県立福祉人材研修センター内）

☎ 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340